○国土交通省令第七十八号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項並びに運輸審議会令（平成十二年政令第三百一号）第十条第一項の規定に基づき、運輸審議会一般規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

運輸審議会一般規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（運輸審議会一般規則の一部改正）

第一条　運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（審理報告書の公表） **第二十三条**　令第十条第一項の規定による審理報告書の公表は、国土交通省のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。	（審理報告書の公表） **第二十三条**　令第十条第一項の規定による審理報告書の公表は、その写しを、運輸審議会及びその事案に関する事務を分掌する地方運輸局（運輸監理部を含む。）に備え付けてするものとする。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一（第三条及び第四条関係）

改正後	
（略）	（略）
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）	第二十八条第九項、第三十二条第十一項及び第八十四条第一項
内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）	第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項並びに第三十九条（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十九条第四項
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の七第一項及び第四十一条の十三
踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）	第九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）
新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）	第三十七条第一項

別表第一（第三条及び第四条関係）

改正前	
（略）	（略）
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）	第三十二条第十一項及び第八十四条第一項
内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）	第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の七第一項及び第四十一条の十三
住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）	第三十条第一項
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）	第三十九条第三項